破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０６号
栃木県小山市大字塚崎1481番地47、開始決定時の住所栃木県小山市西城南３丁目10番地４城南ウイングパートⅡ103号
破産者　渡邊　雅行
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第５８号
栃木県足利市鹿島町644番地１　シープクレインマンション１－Ｅ、開始決定時の住所栃木県足利市堀込町2507番地９
破産者　角谷　一明
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第６８号
栃木県足利市名草上町1778番地１、前住所神奈川県横須賀市公郷町６丁目12番地　１－106
破産者　久保　　隆
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１３３２号
札幌市北区北33条西９丁目３番２号　恵ハウス33―201号
破産者　出藏　照子
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０９７号
札幌市西区西野８条３丁目３番15号
破産者　宮本　和明（変更前の名隆文）
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６号
青森県三戸郡階上町蒼前西６丁目９番地1061サンコーポ階上Ａ号室、開始決定時の住所青森県三戸郡階上町大字道仏字横沢山２番地46
破産者　畠山　秀芳
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第６３９号
宮城県岩沼市松ケ丘１丁目５番地の４、従前の住所宮城県岩沼市中央１丁目２番12号
破産者　高橋　清次
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７５６号
仙台市太白区ひより台25番20号
破産者　宍戸　幸樹
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
さいたま市緑区原山１丁目１番12号
破産者　堀内　規孝
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２８８号
埼玉県加須市南町15番32号
破産者　大久保忠明
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９０号
埼玉県加須市南町15番32号
破産者　大久保アイ子
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７２号
さいたま市大宮区三橋１丁目466番地７
破産者　橋本　保男
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８６号
埼玉県和光市丸山台３丁目14番３―012号
破産者　前田　聖子
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
神奈川県秦野市若松町２－５　イイノビル306、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市戸川559―３　メゾンルミエール202
破産者　滝野　　晃
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４３６号
神奈川県平塚市横内3824番地　県営横内アパート28―304
破産者　矢野　重幸（旧姓三宅）
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６２６号
神奈川県小田原市扇町１丁目11番12号　コーポ水戸101
破産者　中村　　昇
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５２８９号
大阪府守口市佐太中町７丁目７番４号
破産者　長野　友城
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４１４号
大阪市住之江区西住之江２丁目５番８号　ラムセス西住之江301
破産者　青木慎太郎
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部